○内閣府告示第九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　室蘭市及び登別市並びに北海道白老郡白老町

三　構造改革特別区域の名称　室蘭登別白老広域連携福祉輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　室蘭市及び登別市並びに北海道白老郡白老町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　釧路市

三　構造改革特別区域の名称　釧路市ハートフルセダン型特区

四　構造改革特別区域の範囲　釧路市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　網走市

三　構造改革特別区域の名称　網走市オホーツクふれ愛輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　網走市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　留萌市

三　構造改革特別区域の名称　留萌市ふれあいセダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　留萌市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　美唄市

三　構造改革特別区域の名称　美唄市情報処理技術者育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　美唄市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町

三　構造改革特別区域の名称　オホーツク紋別地域外国人研修生受入れ特区

四　構造改革特別区域の範囲　紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　士別市

三　構造改革特別区域の名称　士別市安心・安全輸送セダン型特区

四　構造改革特別区域の範囲　士別市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　砂川市

三　構造改革特別区域の名称　砂川市セダン型輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　砂川市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　登別市

三　構造改革特別区域の名称　登別市産業活性化ＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　登別市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北広島市

三　構造改革特別区域の名称　エルフィンタウン北広島セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　北広島市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　石狩市

三　構造改革特別区域の名称　石狩市あい風はこぶ福祉輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　石狩市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道松前郡松前町

三　構造改革特別区域の名称　松前町ふれあいステーション輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道松前郡松前町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道久遠郡せたな町

三　構造改革特別区域の名称　せたな町ふれあい輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道久遠郡せたな町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道虻田郡京極町

三　構造改革特別区域の名称　京極町ボランティア輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道虻田郡京極町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道虻田郡倶知安町

三　構造改革特別区域の名称　倶知安町ｊａｇａｔａ ＷＴセダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道虻田郡倶知安町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道岩内郡岩内町

三　構造改革特別区域の名称　いきいき・あんしん・いわない輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道岩内郡岩内町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道空知郡南幌町

三　構造改革特別区域の名称　南幌町くらしの架け橋セダン型車両輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道空知郡南幌町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道空知郡奈井江町

三　構造改革特別区域の名称　奈井江町セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道空知郡奈井江町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道夕張郡由仁町

三　構造改革特別区域の名称　風薫る福祉輸送ユニ特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道夕張郡由仁町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道夕張郡栗山町

三　構造改革特別区域の名称　栗山町お出かけセダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道夕張郡栗山町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道樺戸郡月形町

三　構造改革特別区域の名称　月形町ふらわーサポートセダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道樺戸郡月形町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道上川郡剣淵町

三　構造改革特別区域の名称　剣淵町ボランティア輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道上川郡剣淵町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道上川郡下川町

三　構造改革特別区域の名称　森林と人が輝くまち下川町福祉に優しい移送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道上川郡下川町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道苫前郡初山別村

三　構造改革特別区域の名称　初山別村夢とロマンと星の村セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道苫前郡初山別村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道天塩郡豊富町

三　構造改革特別区域の名称　豊富町福祉有償輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道天塩郡豊富町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道網走郡大空町

三　構造改革特別区域の名称　大空ふれあい福祉輸送セダン型特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道網走郡大空町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道網走郡美幌町

三　構造改革特別区域の名称　長生きを楽しめる美幌町福祉輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道網走郡美幌町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道網走郡津別町

三　構造改革特別区域の名称　津別町福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道網走郡津別町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道斜里郡清里町

三　構造改革特別区域の名称　清里町おもいやり運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道斜里郡清里町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道紋別郡上湧別町

三　構造改革特別区域の名称　上湧別町心やすらぐセダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道紋別郡上湧別町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道沙流郡日高町

三　構造改革特別区域の名称　日高門別とねっこ輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道沙流郡日高町の区域の一部（旧門別町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道日高郡新ひだか町

三　構造改革特別区域の名称　静内ふつうの車で安心輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道日高郡新ひだか町の区域の一部（旧静内町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道様似郡様似町

三　構造改革特別区域の名称　様似町アポイの樹風輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道様似郡様似町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道中川郡幕別町

三　構造改革特別区域の名称　幕別町福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道中川郡幕別町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道中川郡豊頃町

三　構造改革特別区域の名称　豊頃町ふれ愛協働のまち輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道中川郡豊頃町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道中川郡本別町

三　構造改革特別区域の名称　人にやさしい、温もりある福祉のまち輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道中川郡本別町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道足寄郡足寄町

三　構造改革特別区域の名称　足寄町子育て安心特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道足寄郡足寄町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業（九

○内閣府告示第百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道白糠郡白糠町

三　構造改革特別区域の名称　白糠町おたすけ福祉輸送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道白糠郡白糠町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道目梨郡羅臼町

三　構造改革特別区域の名称　世界自然遺産のまち羅臼町福祉輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道目梨郡羅臼町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　弘前市

三　構造改革特別区域の名称　弘前ＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　弘前市の区域の一部（旧弘前市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　青森県北津軽郡鶴田町

三　構造改革特別区域の名称　「鶴と国際交流の里」英語教育推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　青森県北津軽郡鶴田町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　盛岡市

三　構造改革特別区域の名称　盛岡市ｅビジネス創造人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　盛岡市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岩手県和賀郡西和賀町

三　構造改革特別区域の名称　和賀山塊湯の里どぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　岩手県和賀郡西和賀町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　白石市及び角田市並びに宮城県刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町、村田町、柴田町及び川崎町並びに伊具郡丸森町

三　構造改革特別区域の名称　仙南地区セダン型福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　白石市及び角田市並びに宮城県刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町、村田町、柴田町及び川崎町並びに伊具郡丸森町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使

用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県黒川郡大和町及び大郷町

三　構造改革特別区域の名称　緑豊かな町たいわ・おおさと活き生き福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　宮城県黒川郡大和町及び大郷町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　能代市

三　構造改革特別区域の名称　能代里山どぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　能代市の区域の一部（旧能代市）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山形県

三　構造改革特別区域の名称　山形県東南村山・北村山・置賜地区福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　山形市、米沢市、上山市、長井市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市及び南陽市並びに山形県東村山郡山辺町及び中山町、北村山郡大石田町、東置賜郡高畠町及び川西町並びに西置賜郡小国町、白鷹町及び飯豊町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使

用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　酒田市

三　構造改革特別区域の名称　酒田どぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　酒田市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新庄市

三　構造改革特別区域の名称　飛躍に向けた新庄市みらいＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　新庄市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山形県最上郡最上町

三　構造改革特別区域の名称　食育機能の統合による次世代育成すこやか特区

四　構造改革特別区域の範囲　山形県最上郡最上町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福島県伊達郡国見町

三　構造改革特別区域の名称　国見町福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　福島県伊達郡国見町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　石岡市

三　構造改革特別区域の名称　石岡市福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　石岡市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　取手市

三　構造改革特別区域の名称　取手市福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　取手市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　つくば市

三　構造改革特別区域の名称　つくば市福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　つくば市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　守谷市

三　構造改革特別区域の名称　守谷もりもり福祉輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　守谷市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　常陸大宮市

三　構造改革特別区域の名称　常陸大宮市福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　常陸大宮市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　那珂市

三　構造改革特別区域の名称　那珂市福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　那珂市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　小美玉市

三　構造改革特別区域の名称　小美玉市福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　小美玉市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　笠間市

三　構造改革特別区域の名称　笠間市（旧友部町）ＮＰＯ等有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　笠間市の区域の一部（旧友部町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　茨城県稲敷郡河内町

三　構造改革特別区域の名称　河内町福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　茨城県稲敷郡河内町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　つくばみらい市

三　構造改革特別区域の名称　つくばみらい市福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　つくばみらい市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　茨城県北相馬郡利根町

三　構造改革特別区域の名称　利根町福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　茨城県北相馬郡利根町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　栃木県

三　構造改革特別区域の名称　栃木県福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　栃木県の区域の一部（栃木県の区域のうち旧今市市及び高根沢町の区域を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　栃木市

三　構造改革特別区域の名称　栃木市幼児教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　栃木市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　群馬県吾妻郡六合村

三　構造改革特別区域の名称　くにっこニコニコ給食特区

四　構造改革特別区域の範囲　群馬県吾妻郡六合村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　埼玉県

三　構造改革特別区域の名称　埼玉県はばたくＩＴ人材特区

四　構造改革特別区域の範囲　埼玉県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県及び木更津市

三　構造改革特別区域の名称　木更津港湾物流効率化特区

四　構造改革特別区域の範囲　木更津市の区域の一部（木更津港木更津南部地区公共埠頭周辺地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業（一二一九）

○内閣府告示第百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県

三　構造改革特別区域の名称　ブレーメン福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　千葉県の区域の一部（千葉県の区域のうち千葉市、流山市、我孫子市及び印旛郡栄町の区域並びに成田市の区域の一部を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県

三　構造改革特別区域の名称　ちばｅビジネス振興・ＩＴ基盤人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　千葉県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　船橋市

三　構造改革特別区域の名称　船橋市英語教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　船橋市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都江東区

三　構造改革特別区域の名称　育てよう！こうとうＩＴ職人特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都江東区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都大田区

三　構造改革特別区域の名称　おおた高度ＩＴ技術者育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都大田区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新潟市

三　構造改革特別区域の名称　新潟市国際創業特区

四　構造改革特別区域の範囲　新潟市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（五一二）

○内閣府告示第百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　糸魚川市

三　構造改革特別区域の名称　糸魚川ボランティア輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　糸魚川市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐渡市

三　構造改革特別区域の名称　佐渡トキめき濁酒特区

四　構造改革特別区域の範囲　佐渡市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新潟県東蒲原郡阿賀町

三　構造改革特別区域の名称　阿賀町活性化どぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　新潟県東蒲原郡阿賀町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　富山県及び南砺市

三　構造改革特別区域の名称　舞台芸術特区ＴＯＧＡ

四　構造改革特別区域の範囲　南砺市の区域の一部（利賀村上百瀬地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業（四一一）

○内閣府告示第百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高岡市

三　構造改革特別区域の名称　高岡市産業活性化ＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　高岡市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高岡市

三　構造改革特別区域の名称　高岡市ものづくり・デザイン人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　高岡市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　金沢市

三　構造改革特別区域の名称　周辺環境に調和した道路標識金沢特区

四　構造改革特別区域の範囲　金沢市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地域特性に応じた道路標識設置事業（一二一八）

○内閣府告示第百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福井県

三　構造改革特別区域の名称　ふくいＩＴ達人育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　福井県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　あわら市及び坂井市

三　構造改革特別区域の名称　あわら・坂井いきいき福祉輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　あわら市の全域及び坂井市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山梨県

三　構造改革特別区域の名称　山梨県福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　山梨県の区域の一部（山梨県の区域のうち南巨摩郡早川町、東八代郡芦川村並びに北都留郡小菅村及び丹波山村域を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松本市

三　構造改革特別区域の名称　松本市ＩＣＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　松本市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　上田市

三　構造改革特別区域の名称　上田市福祉輸送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　上田市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　上田市

三　構造改革特別区域の名称　上田市の産業を支えるＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　上田市の区域の一部（旧上田市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県小県郡長和町

三　構造改革特別区域の名称　長和町福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県小県郡長和町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県東筑摩郡波田町

三　構造改革特別区域の名称　波田町福祉有償運送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県東筑摩郡波田町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　南信州広域連合

三　構造改革特別区域の名称　南信州広域連合福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県下伊那郡松川町、阿南町、清内路村、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、泰阜村及び大鹿村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岐阜県

三　構造改革特別区域の名称　岐阜県福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　岐阜県の区域の一部（岐阜県の区域のうち多治見市域を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　沼津市

三　構造改革特別区域の名称　沼津市言語教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　沼津市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三島市

三　構造改革特別区域の名称　早期幼児教育入園特区

四　構造改革特別区域の範囲　三島市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県

三　構造改革特別区域の名称　あいちＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　愛知県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　一宮市

三　構造改革特別区域の名称　一宮市英語教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　一宮市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県宝飯郡御津町

三　構造改革特別区域の名称　「ハートフルタウン　みと」英語教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　愛知県宝飯郡御津町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三重県員弁郡東員町

三　構造改革特別区域の名称　東員すこやか給食特区

四　構造改革特別区域の範囲　三重県員弁郡東員町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福知山市

三　構造改革特別区域の名称　福知山市福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　福知山市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　舞鶴市

三　構造改革特別区域の名称　舞鶴市福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　舞鶴市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　綾部市

三　構造改革特別区域の名称　綾部市福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　綾部市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宇治市

三　構造改革特別区域の名称　宇治市福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　宇治市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　亀岡市

三　構造改革特別区域の名称　亀岡福祉有償運送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　亀岡市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　向日市

三　構造改革特別区域の名称　向日市幼稚園早期入園特区

四　構造改革特別区域の範囲　向日市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京丹後市

三　構造改革特別区域の名称　京丹後市福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　京丹後市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都府久世郡久御山町

三　構造改革特別区域の名称　「久御山っ子」就学前、元気で明るい給食特区

四　構造改革特別区域の範囲　京都府久世郡久御山町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都府相楽郡山城町、木津町、加茂町及び精華町

三　構造改革特別区域の名称　山城町・木津町・加茂町・精華町福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　京都府相楽郡山城町、木津町、加茂町及び精華町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第二百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都府船井郡京丹波町

三　構造改革特別区域の名称　京丹波町福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　京都府船井郡京丹波町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第二百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都府与謝郡与謝野町

三　構造改革特別区域の名称　与謝野町福祉有償運送特区

四　構造改革特別区域の範囲　京都府与謝郡与謝野町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第二百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪府

三　構造改革特別区域の名称　障害者に対する職業能力開発ＩＴ特区

四　構造改革特別区域の範囲　大阪府の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第二百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　吹田市

三　構造改革特別区域の名称　美のまち　すいたＩＴ活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　吹田市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第二百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大東市

三　構造改革特別区域の名称　大東市生活核都市・先端産業都市形成特区

四　構造改革特別区域の範囲　大東市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第二百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大阪府三島郡島本町

三　構造改革特別区域の名称　島本町英語教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　大阪府三島郡島本町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第二百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県、伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市並びに兵庫県川辺郡猪名川町

三　構造改革特別区域の名称　ひょうご阪神北地域有害鳥獣対策特区

四　構造改革特別区域の範囲　伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市並びに兵庫県川辺郡猪名川町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（一三〇三）

○内閣府告示第二百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県

三　構造改革特別区域の名称　ひょうごＩＴエキスパート育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　兵庫県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第二百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　伊丹市

三　構造改革特別区域の名称　「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市伊丹特区

四　構造改革特別区域の範囲　伊丹市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第二百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　米子市及び境港市並びに鳥取県西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

三　構造改革特別区域の名称　鳥取県西部地域福祉輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　米子市及び境港市並びに鳥取県西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使

用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第二百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　島根県簸川郡斐川町

三　構造改革特別区域の名称　斐川町地域情報化推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　島根県簸川郡斐川町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第二百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　美作市

三　構造改革特別区域の名称　美作の国・賑わいのある田園都市特区

四　構造改革特別区域の範囲　美作市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第二百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　広島県

三　構造改革特別区域の名称　ＩＴひろしま・産業人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　広島県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第二百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　広島市

三　構造改革特別区域の名称　広島市福祉有償運送セダン型車両特区

四　構造改革特別区域の範囲　広島市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第二百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東広島市

三　構造改革特別区域の名称　東広島市福祉運送セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　東広島市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第二百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　下関市

三　構造改革特別区域の名称　ホタルといで湯の里どぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　下関市の区域の一部（豊田町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第二百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　徳島市

三　構造改革特別区域の名称　徳島市情報技術リーダー養成特区

四　構造改革特別区域の範囲　徳島市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第二百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　阿南市

三　構造改革特別区域の名称　地産地消で安心・安全　阿南市給食特区

四　構造改革特別区域の範囲　阿南市の区域の一部（旧那賀川町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高松市

三　構造改革特別区域の名称　おいでまい高松ＩＴ特区

四　構造改革特別区域の範囲　高松市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第二百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新居浜市

三　構造改革特別区域の名称　新居浜市ＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　新居浜市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第二百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新居浜市

三　構造改革特別区域の名称　新居浜市伝える力を育てる教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　新居浜市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第二百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県京都郡苅田町

三　構造改革特別区域の名称　「未来を拓く子どもを育てる教育の町　苅田」特区

四　構造改革特別区域の範囲　福岡県京都郡苅田町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第二百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐賀県

三　構造改革特別区域の名称　佐賀県イノシシわな猟免許特区

四　構造改革特別区域の範囲　佐賀県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業（一三〇七）

○内閣府告示第二百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本県

三　構造改革特別区域の名称　熊本県地域ささえ愛セダン特区

四　構造改革特別区域の範囲　熊本市、八代市、人吉市、水俣市、上天草市、阿蘇市及び合志市並びに熊本県菊池郡大津町及び菊陽町、阿蘇郡小国町、高森町、南阿蘇村及び西原村、上益城郡御船町、嘉島町及び益城町、葦北郡芦北町、球磨郡湯前町並びに天草郡苓北町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使

用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第二百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大分県

三　構造改革特別区域の名称　Ｏ〔ＩＴ〕Ａ高度情報化特区

四　構造改革特別区域の範囲　大分県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第二百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮崎県

三　構造改革特別区域の名称　元気みやざき網・わな免許特区

四　構造改革特別区域の範囲　宮崎県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業（一三〇七）

○内閣府告示第二百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮崎県

三　構造改革特別区域の名称　元気みやざきフレッシュＩＴ人材特区

四　構造改革特別区域の範囲　宮崎県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第二百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮崎県

三　構造改革特別区域の名称　宮崎県幼稚園早期入園特区

四　構造改革特別区域の範囲　宮崎市、都城市、日南市、串間市、西都市及びえびの市並びに宮崎県宮崎郡清武町、南那珂郡南郷町、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町及び野尻町、東諸県郡国富町及び綾町、児湯郡高鍋町、新富町、川南町及び都農町、東臼杵郡門川町並びに西臼杵郡高千穂町の全域並びに小林市及び日向市の区域の一部（旧小林市及び旧日向市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。）

三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第二百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県

三　構造改革特別区域の名称　かごしま網・わな猟免許特区

四　構造改革特別区域の範囲　鹿児島県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業（一三〇七）

○内閣府告示第二百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県

三　構造改革特別区域の名称　かごしまいきいきＩＴ特区

四　構造改革特別区域の範囲　鹿児島県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第二百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　薩摩川内市

三　構造改革特別区域の名称　薩摩川内市小中一貫教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　薩摩川内市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第二百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡和泊町

三　構造改革特別区域の名称　和泊町福祉輸送特区

四　構造改革特別区域の範囲　鹿児島県大島郡和泊町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第二百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　那覇市

三　構造改革特別区域の名称　なはＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　那覇市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））